

別表第1 (第3条、第18条関係)

			種類		離隔距離(cm)						
					入力		上方	側方	前方	後方	備考
炉			開放炉		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
			開放炉以外		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
					使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
					使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	15 注	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2cmとする。
					内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	60	
				浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	15	

			外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	15
			内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	15	60	—
			密閉式	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2注	2	2
			屋外用	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	60	15	15	15
不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以	—	4.5注	—	4.5

				下				
		内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下	—	—	—	—
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	4.5
		外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	4.5
		内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—
		密閉式	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、	—	2注	—	2

						ふろ用バーナーが 21kW以下						
			屋外用			21kW以下	ふろ用以外のバー ナーをもつものに あつては当該バー ナーが70kW以下 であつて、かつ、 ふろ用バーナーが 21kW以下	30	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外				39kW以下		60	15	15	15	
		不燃				39kW以下		50	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—		60	15	60	15	
温風暖房 機	気体燃料	不燃以 外・不燃	半密閉式 ・密閉式	バーナーが隠 ぺい	強制対流型	19kW以下		4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用す るものにあつては 15cmとする。 注2：ダクト接続型 以外の場合にあつ ては100cmとする。
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		強制対流型	温風を前方	26kW以下	100	15	150	15	
						向に吹き出 すもの	26kWを超え70kW以下	100	15	100注1	15	
						温風を全周	26kW以下	100	150	150	150	
						方向に吹き 出すもの						
					強制排気型	26kW以下	60	10	100	10		
			密閉式		強制給排気型	26kW以下	60	10	100	10		
	不燃	半密閉式			強制対流型	温風を前方	70kW以下	80	5	—	5	
						向に吹き出 すもの						
						温風を全周	26kW以下	80	150	—	150	
方向に吹き 出すもの												
				強制排気型	26kW以下	50	5	—	5			
		密閉式		強制給排気型	26kW以下	50	5	—	5			
上記に分類されないもの					—		100	60	60注2	60		

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注			
		不燃		開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—		0	
					据置型レンジ	21kW以下	80	0	—		0	
	上記に分類されないもの		使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200			
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100			
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50				
	ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5		4.5	
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5		4.5	
				半密閉式	12kWを超え42kW以下		—	15	15		15	
12kW以下					—	4.5	4.5	4.5				
密閉式				42kW以下		4.5	4.5	4.5	4.5			
屋外用				フードを付けない場合	42kW以下	60	15	15	15			
				フードを付ける場合	42kW以下	15	15	15	15			
不燃				開放式	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付ける場合	7kW以下	10	4.5	—	4.5		
				半密閉式		42kW以下		—	4.5	—	4.5	

			密閉式			42kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			屋外用		フードを付けない場合	42kW以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付ける場合	42kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料	不燃以外					12kWを超え70kW以下	60	15	15	15		
						12kW以下	40	4.5	15	4.5		
	不燃					12kWを超え70kW以下	50	5	—	5		
						12kW以下	20	1.5	—	1.5		
上記に分類されないもの						23kWを超える	120	45	150	45		
						23kW以下	120	30	100	30		
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方方向に集中する場合にはあつては60cmとする。	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100		100
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100		15
		不燃	半密閉式		自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—		100
						機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—		5

	上記に分類されないもの				—	150	100	150	100				
乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	4.5	4.5				
				衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	4.5				
	上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50			
						内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30		
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
					フードを付ける場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
				瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
					フードを付ける場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
				半密閉式				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
				密閉式	常圧貯蔵型			12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			瞬間型		調理台型		12kW以下	—	0	—	0		
				壁掛け型、据置型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			屋外用	フードを付けない場合			12kW以下	60	15	15	15		
				フードを付ける場合			12kW以下	15	15	15	15		
			不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		7kW以下	30	4.5	—	4.5	
						フードを付ける場合		7kW以下	10	4.5	—	4.5	
	瞬間型	フードを付けない場合				12kW以下	30	4.5	—	4.5			
		フードを付ける場合				12kW以下	10	4.5	—	4.5			
	半密閉式				12kW以下	—	4.5	—	4.5				
	密閉式	常圧貯蔵型			12kW以下	4.5	4.5	—	4.5				
		瞬間型			調理台型		12kW以下	—	0	—	0		
					壁掛け型、据置型		12kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
		屋外用		フードを付けない場合			12kW以下	30	4.5	—	4.5		
	フードを付ける場合			12kW以下	10	4.5	—	4.5					
液体燃料	不燃以外				12kW以下	40	4.5	15	4.5				
	不燃				12kW以下	20	1.5	—	1.5				
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外		半密閉式	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15	15	15			
					瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15	15	15			

			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	15	15	15	15	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15	
		不燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5	
				瞬間型		12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5	
			密閉式	常圧貯蔵型		12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
				瞬間型	調理台型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0	
					壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12kWを超え42kW以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	12kWを超え42kW以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12kWを超え70kW以下	30	4.5	—	4.5	
					フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外				12kWを超え70kW以下	60	15	15	15	
		不燃				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5	
	上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	100	30	100	4.5	注1：熱対流方向が一方向に集中する場合には60cmとする。 注2：方向性を有するものには100cmとする。
					全周放射型	7kW以下	100	100	100	100	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
		不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7kW以下	80	15	80	4.5	
					全周放射型	7kW以下	80	80	80	80	
				バーナーが隠ぺい	自然対流型	7kW以下	80	4.5	4.5	4.5	
					強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	60	4.5	
	液体燃料	不燃以外	開放式	放射型		7kW以下	100	50	100	20	
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	150	100	100	100	

						7kW以下	100	50	50	50		
				強制対流型	温風を前方 向に吹き出 すもの	12kW以下	100	15	100	15		
					温風を全周 方向に吹き 出すもの	7kWを超え12kW以下	100	150	150	150		
						7kW以下	100	100	100	100		
	不燃		開放式	放射型		7kW以下	80	30	—	5		
				自然対流型		7kWを超え12kW以下	120	100	—	100		
						7kW以下	80	30	—	30		
				強制対流型	温風を前方 向に吹き出 すもの	12kW以下	80	5	—	5		
					温風を全周 方向に吹き 出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	150		
						7kW以下	80	100	—	100		
	固体燃料					—	100	50 注2	5 注2	50 注2		
調理用器 具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露 出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	100	15	15	15	注：機器本体上方の 側方又は後方の離 隔距離を示す。	
					卓上型こんろ（2口以 上）・グリル付こんろ・ グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注		
				バーナーが隠 ぺい	加熱部が開 放	卓上型グリ ル	7kW以下	100	15	15		15
					加熱部が隠 ぺい	卓上型オー ブン・グリ ル（フード を付けない 場合）	7kW以下	50	4.5	4.5		4.5
				卓上型オー ブン・グリ	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5			

				ル（フードを付ける場合）					
				炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	30	10	10	10
				圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10	10
不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8kW以下	80	0	—	0	
			卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
		バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0
			加熱部が隠ぺい	卓上型オーブン・グリル（フードを付けない場合）	7kW以下	30	4.5	—	4.5
				卓上型オーブン・グリル（フードを付ける場合）	7kW以下	10	4.5	—	4.5
				炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5

					圧力調理器 (内容積 10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式こ んろ	液体燃料	不燃以外			6kW以下	100	15	15	15		
		不燃			6kW以下	80	0	—	0		
	固体燃料			—	100	30	30	30			
電気温風 機	電気	不燃以外			2kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し 方向にあっては 60cmとする。	
		不燃			2kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気調理 用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レン ジ、電磁誘導加熱式調理 器（こんろ形態のものに 限る。）	こんろ部分の全部又は 一部が電磁誘導加熱式 調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり2kW を超え3kW以下）	100	2	2	2	注1：機器本体上方 の側方又は後方の 離隔距離（こんろ部 分が電磁誘導加熱 式調理器でない場 合における発熱体 の外周からの距離） を示す。 注2：機器本体上方 の側方又は後方の 離隔距離（こんろ部 分が電磁誘導加熱 式調理器の場合に おける発熱体の外 周からの距離）を示 す。	
					—	—	20 注1	—	20 注1		
					—	—	10 注2	—	10 注2		
					4.8kW以下（1口当たり1kW を超え2kW以下）	100	2	2	2		
					—	—	15 注1	—	15 注1		
					—	—	10 注2	—	10 注2		
					4.8kW以下（1口当たり1kW 以下）	100	2	2	2		
					—	—	10 注1 注2	—	10 注1 注2		
					こんろ部分の全部が電 磁誘導加熱式調理器の もの	100	2	2	2		
					—	—	10 注2	—	10 注2		
不燃	電気こんろ、電気レン ジ、電磁誘導加熱式調理 器（こんろ形態のものに	こんろ部分の全部又は 一部が電磁誘導加熱式 調理器でないもの	4.8kW以下（1口当たり3kW 以下）	80	0	—	0				
			—	—	0 注1	—	0 注1				


			限る。)			注2		注2		
				こんろ部分の全部が電 磁誘導加熱式調理器の もの	5.8kW以下（1口当たり 3.3kW以下）	80 —	0 0 注2	— — —	0 0 注2	
電気天火	電気	不燃以外			2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃			2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電子レンジ	電気	不燃以外		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあつては10cmとする。
		不燃		電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電気ストーブ	電気	不燃以外		前方放射型（壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。）	2kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型（壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。）	2kW以下	100	100	100	100	
				自然対流型（壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。）	2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃		前方放射型（壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。）	2kW以下	80	15	—	4.5	
				全周放射型（壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。）	2kW以下	80	80	—	80	
				自然対流型（壁取付式 及び天井取付式のものを 除く。）	2kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥	電気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		

器		不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

別表第2（第23条関係）

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

別表第3（第33条、第34条、第34条の2、第46条関係）

品名		数量
綿花類		200キログラム
木毛及びかんなくず		400キログラム
ぼろ及び紙くず		1,000キログラム
糸類		1,000キログラム
わら類		1,000キログラム
再生資源燃料		1,000キログラム
可燃性固体類		3,000キログラム
石炭・木炭類		10,000キログラム
可燃性液体類		2立方メートル
木材加工品及び木くず		10立方メートル
合成樹脂類	発泡させたもの	20立方メートル
	その他のもの	3,000キログラム

備考

- 1 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 2 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
- 3 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
- 4 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 5 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
- 6 可燃性固体類とは、固体で、次のア、ウ又はエのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のイ、ウ又はエのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - ア 引火点が40度以上100度未満のもの
 - イ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ウ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - エ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
- 7 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 8 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で1気圧において引火点が250度以上のものをいう。
- 9 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ並びにくずを除く。